

滋賀県男女共同参画計画の改定について（答申） 概要版

- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定される「都道府県推進計画」として位置づける。
- 特に、第4章「重点施策2」において、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を整理する。

【第1章】計画の趣旨

策定の趣旨

本県が直面する社会情勢の変化や新たな課題などに的確に対応し、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に推進する。

計画の性格

- ・男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、都道府県の区域内において女性の職業生活における活躍を推進するための計画 など

計画の期間

平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）の5か年計画

【第2章】男女共同参画の現状と課題

固定的な性別役割分担意識

- ・「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」に同感する割合は、41.2%。
- ・「日常生活で不平等を一番感じるところ」は、「地域社会」が30.9%と最も高い。

ワーク・ライフ・バランス

- ・男女とも、仕事と家庭生活等のバランスを取りたいものの、実際には男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先。
- ・介護を理由に離職する人は増加傾向。

女性の働き方や就労形態

- ・女性の労働力率のM字カーブは深く、全国39位の深さ。
- ・一方、25～44歳の無職女性の約6割が就労を希望。
- ・M字カーブは40歳代で回復するが、パートタイム労働者の割合が高くなる。
- ・起業者に占める女性の割合は、9.3%で全国40位の低さ。

方針決定過程への女性の参画

- ・管理的職業従事者に占める女性の割合は、11.7%で、全国43位の低さ。
- ・管理職に女性が少ない理由としては、県民意識調査では、仕事と家庭の両立の困難さや、男性優位の意識などが挙げられている。

男性の育児等への参画と意識

- ・男性の30歳代の約2割が、週60時間以上働いており、長時間労働が課題。
- ・共働きかどうかにかかわらず、男性の家事・育児時間は1日のうち1時間未満であり、家事・育児の多くを女性が負担している。
- ・県民意識調査では、男性が家事・育児等に参画するためには、男性自身の抵抗感を取り除くことや職場の環境整備などが求められている。

安心して暮らせる社会づくり

- ・夫婦や恋人など親しい人間関係で起こる暴力について、女性は約7人に1人が経験している。
- ・県内ひとり親家庭の世帯数は平成26年4月時点で14,452世帯で増加傾向。ひとり親家庭は、就労状況や経済的な理由で、子どもの養育等に不安を抱え、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困難な状況。

社会の変化

- ・本県は人口減少局面に入ったと推測され、人口構成の変化が見込まれる中、男女が能力を最大限発揮し、ともに社会を支える男女共同参画の視点がますます重要。
- ・三世帯世帯の割合は減少する一方、単独世帯は増加。今後、子育てや介護などを家族で支え合うことが困難に。
- ・平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、働く場における女性の活躍推進に向けた必要な施策の実施が求められている。

【第3章】計画の基本的な考え方

計画の目標

あらゆる場面で『男女共同参画』を実感できる滋賀へ

～男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かさを～

重視すべき視点

女性の活躍推進による地域の活性化

女性の活躍は、企業活動や地域に多様な価値観、新しい視点、創意工夫をもたらし、誰もが暮らしやすい社会、地域の活性化につながる。

男性にとっての男女共同参画

男性が、男女共同参画を人生にプラスになるものとして理解することは、多様で豊かな人生につながる。

様々な場面における男女共同参画の変化や進展の実感イメージ

県民だれもが身近な様々な場面で、男女共同参画の変化や進展を実感できるよう、取組を推進。

家庭で

- ・男女ともに家事・育児・介護に参画し、喜びと責任を分かち合っている。
- ・仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービスが整備されている。
- ・男女のあらゆる暴力がなく、男女の人権が尊重されている。

地域で

- ・男女とも自治会やPTA、防災活動等、様々な地域活動に参画し、地域に活気が生まれている。
- ・将来のライフプランニングを踏まえたキャリア教育が行われ、性別に関わりなく、主体的に進路を選択する力が身につけている。

働く場で

- ・仕事と家庭の両立の困難さを理由に退職する女性が減り、いきいきと働く女性が増えている。
- ・育児休業を取得する男性が増えている。
- ・管理職や方針決定の場に参画する女性が増えている。

重点推進目標値

- ①「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合 53.2% (H26) **70.0%** (H32)
- ②女性の就業率（25～44歳） 66.4% (H22) **73.0%** (H32)
- ③管理的職業従事者に占める女性の割合 11.7% (H22) **18.0%** (H32)
- ④男性の育児休業取得率 1.9% (H26) **6.0%** (H32)

【第4章】重点施策と取組の方向

重点施策

取組の方向

重点施策1

家庭・地域における男女共同参画の推進

- 1 男女共同参画の推進に向けた意識改革と人づくり
- 2 地域の様々な活動分野における女性の参画促進
- 3 男性の家庭・地域活動への参画促進
- 4 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実
- 5 多様な選択を可能とするライフ&キャリア教育の推進

- ・男女共同参画の理念の普及 ・ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- ・男女共同参画を進める地域リーダーの発掘・育成 ・地域での活動支援（NPO、女性団体等への活動支援）
- ・方針決定過程への女性の参画（自治会等の方針決定の場への女性の参画） ・防災における男女共同参画
- ・スポーツ分野における男女共同参画の推進（子育て期の女性のスポーツ参加促進、女性アスリート支援など）
- ・男性にとっての男女共同参画（男性に対する意識醸成） ・男性の育児・介護等への参画支援（イクメンの養成など）
- ・男性の地域活動への参画支援（地域で活躍する男性ロールモデル発掘、発信）
- ・子育て支援の充実（就労形態の多様化等による様々な保育ニーズへの対応など）
- ・介護への支援（介護サービスの充実、介護離職の防止） ・育児や介護への経済的支援
- ・学校等での男女共同参画教育の充実（主体的に進路を選択できる力を身につける教育の充実など）
- ・ライフ&キャリア教育の充実（多様な働き方、生き方への理解促進など） ・教職員等への研修

重点施策2

働く場における男女共同参画の推進

- 1 男女の均等な雇用機会の確保
- 2 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援
- 3 方針決定の場に参画する女性が増える環境づくり
- 4 働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくり
- 5 女性の起業等への支援

- ・情報提供や啓発の推進（男女の均等な雇用機会、ポジティブ・アクションの推進等の事業主への啓発など）
- ・相談への対応の充実（セクハラ、パワハラ、マタハラ等の防止啓発、相談窓口の周知）
- ・女性の活躍推進の総合的取組 ・女性活躍推進に向けた連携体制の構築 ・キャリア形成への支援
- ・女性の再就職への参画支援（滋賀サ-ズジョブフェア） ・様々な分野における女性活躍推進（医療・介護、建設産業など）
- ・女性のエンパワーメントの促進（キャリアアップ支援、働く女性のネットワークづくり、ロールモデルの紹介）
- ・企業等の取組促進（経営者等への啓発、企業等の女性活躍推進状況の「見える化」など）
- ・職場環境づくり（経済団体等との連携によるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた気運醸成など）
- ・企業等の取組促進（テレワーク等多様な働き方の普及、男性の育児取得促進、イクボス養成支援など）
- ・女性の起業への支援（起業に必要なノウハウ習得等に向けた支援、女性の起業への資金調達支援など）
- ・商工業や農林漁業での取組支援（女性の起業活動への支援、女性が経営者能力を発揮できる農業法人の育成）

重点施策3

男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり

- 1 男女の人権尊重についての意識の浸透と教育の充実
- 2 セクシュアルハラスメント対策の推進
- 3 DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進
- 4 性暴力、ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進
- 5 生涯を通じた健康づくり
- 6 様々な困難を抱える人々への支援

- ・教育・啓発の推進（男女間のあらゆる暴力防止の意識の浸透、不適切な性・暴力表現排除に向けた啓発など）
- ・若年層に対する取組（デートDV防止啓発、性に関する指導の充実に向けた教職員への研修など）
- ・広報・啓発の推進（あらゆる場面におけるセクハラ根絶に向けた広報・啓発）
- ・相談支援の充実（セクハラに関する研修の実施や、苦情・相談窓口の周知）
- ・総合的な支援の推進（配偶者暴力相談支援センターにおける被害者への総合的、継続的支援など）
- ・相談体制の充実 ・連携体制の充実 ・加害者からの相談および加害者更生などに対する取組
- ・被害者への支援（性暴力被害者総合ケアフロンストップびわ湖SATOCOにおける被害者支援など）
- ・連携体制の充実（関係機関と連携した被害者への適切な情報提供など） ・相談体制の充実 ・意識啓発の推進
- ・妊娠・出産等に関する健康支援（性についての理解促進、性と健康に関する相談、周産期医療体制の充実など）
- ・健康づくりへの支援（エイズ・HIV感染、性感染症に関する正しい知識の普及啓発など）
- ・高齢者、障害者、外国人等への支援
- ・ひとり親家庭への支援（ひとり親家庭の自立や生活安定に向けた支援、ひとり親家庭に対する相談体制の充実など）

【第5章】計画の総合的な推進

- 1 県の推進体制の充実
- 2 多様な主体との連携強化
- 3 県立男女共同参画センターの機能の充実
- 4 調査・研究の推進

- ・男女共同参画の総合的な推進 ・附属機関の女性委員の登用拡大 ・女性職員の活躍推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進（イクボス宣言を踏まえた働き方改善と企業等への働きかけなど）
- ・関係機関との連携強化（県民、地域団体、NPO、事業者、大学等との連携強化） ・経済団体等との連携強化
- ・国との連携強化 ・市町との連携強化（女性のチャレンジ支援、就労支援の推進など）
- ・地域で実践する人材の育成支援 ・関係機関との連携強化（多様な主体間のコーディネート機能の強化など）
- ・情報提供の推進
- ・調査・分析の推進（男女共同参画の推進状況の定期的な把握・分析、大学等と連携した調査研究）
- ・情報の収集（男女共同参画の取組事例や統計等の収集、提供）